

第2章

サービス貿易

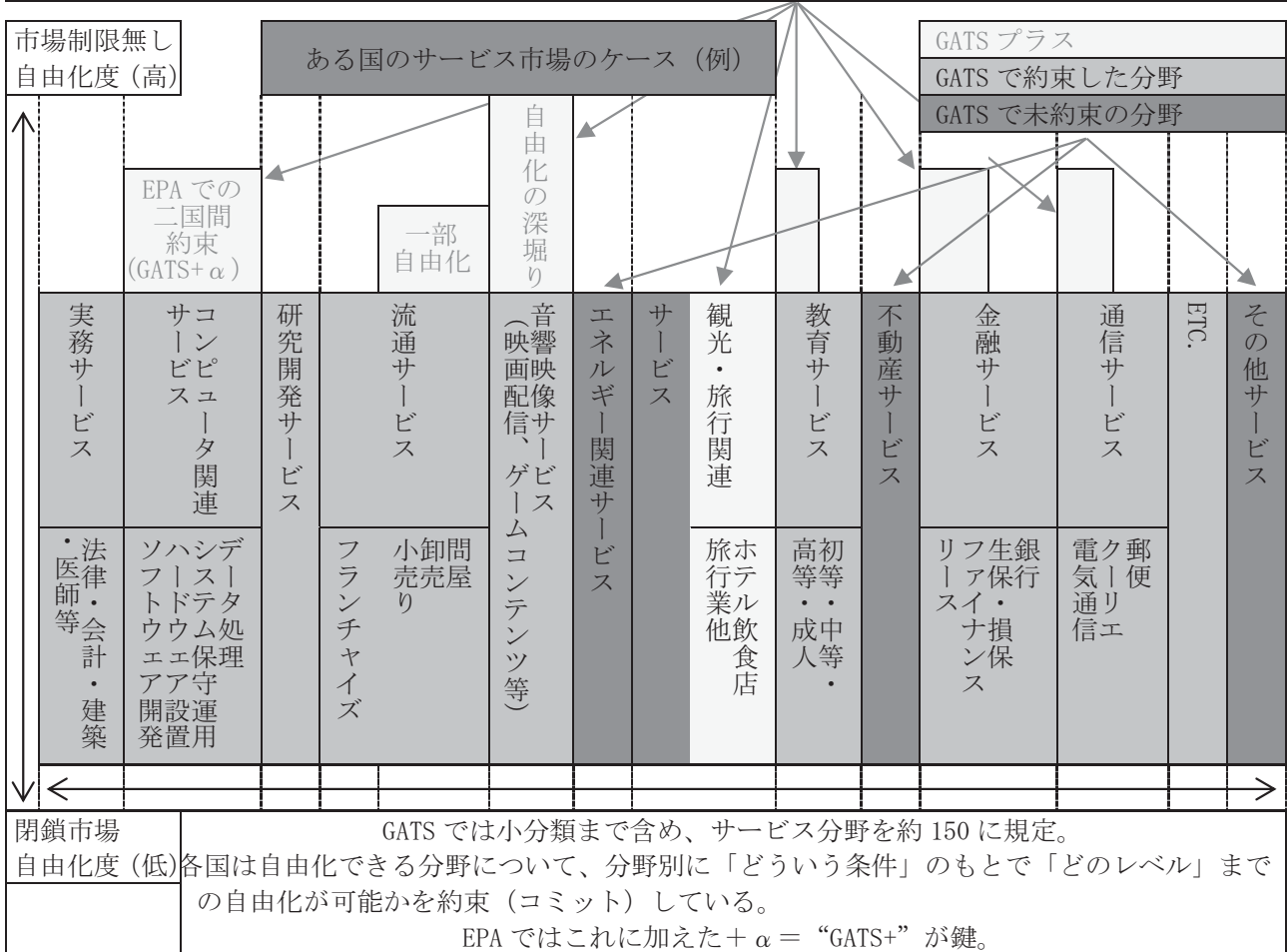
(1) ルールの背景

EPA/FTA におけるサービス貿易に関連する規律は、締約国間におけるサービス貿易の障壁を除去し、サービス貿易に関する政府措置の透明性を高めることによって自由化を促進することを内容としている。サービス貿易に関する国際的規律及び分野別自由化約束の枠組みは、既に GATS（第Ⅱ部第12章参照）が存在し、WTO 加盟国において一定の自由化が形成されていることから、EPA/FTA では、GATS での規律及び分野別自由化の約束をベースとしつつも、これらは所与のものとして、GATS を上回る自由化（GATS プラス）の確保が目指される。このような状況の下、EPA/FTA サービス章における規律の内容は、GATS で規定されるものと比して次第に発展してきており、また締約国のサービス分野における自由化の方針、EPA/FTA の交渉経緯（多国間交渉における課題や交渉国の政治情勢等、EPA/FTA 交渉に影響を与える要因）等の個別の事情を反映して具体的規定が大きく異なるものもある。サービス分野の自由化約束は、譲許表に記載する上限関税率に関して交渉を行う物品貿易の場合とは異なり、貿易制限効果を数値で表すことが難しい個別分野の国内規制を扱わなければならない。EPA/FTA サービス章において、

そのための自由化約束方法は、ネガティブリスト方式とポジティブリスト方式の2つに分類される。ネガティブリスト方式は、一般義務として内国民待遇、最恵国待遇等の自由化義務を規律し、それらの例外とする措置や分野をリストにおいて明示的に示すものであり、例外分野として留保表に記載されないものは、すべて内国民待遇、最恵国待遇等の自由化を認める約束方式である。ポジティブリスト方式は、内国民待遇、市場アクセスについて自由化の対象となる分野及び条件・制限をリストにおいて個別に明示する約束方式であり、ポジティブリストに記載されない分野は、内国民待遇、市場アクセスについて何ら義務を負わないとするものである。なお約束を行う分野は、WTO/GATS で使用されるサービスの産業分類（WTO 事務局分類）をベースとしてリスト化するが、締約国は自由化を行える範囲をサブセクター以下細かく特定することが可能である。要するに、ネガティブリストは締約国が自由化義務の例外分野を特定する方式であり、ポジティブリストは締約国が自由化を行える分野を特定する約束方式である。前者の方が一般的にはより自由化に資する枠組みであると考えられるが、当然のことながら、自由化の達成度は、すべて約束内容次第である。

<図表 III-2-1>サービスにおける国際協定 WTO (GATS) と経済連携協定

- 経済連携協定 (EPA) は二国間で結ぶ貿易ルール。物品貿易とともにサービス貿易も協定の対象。
- EPA では二国間の交渉により、多国間での約束 (WTO) よりも、さらに踏み込んだより高いレベルでのサービス貿易の自由化を実現できる枠組み。
- WTO で約束されたサービス自由化の「レベル」及び「範囲」以上のものを EPA で獲得。
- この点が EPA における成果であり、通常この成果を **WTO (GATS) プラス** という。



(2) 法的規律の概要

サービス貿易に関する各協定の規定ぶりは、当該協定がネガティブリスト方式とポジティブリスト方式とのいずれを採用しているかによって決まるところが多い。

①4つのモード及びモードに基づくサービス章と投資章及び人の移動章の関係

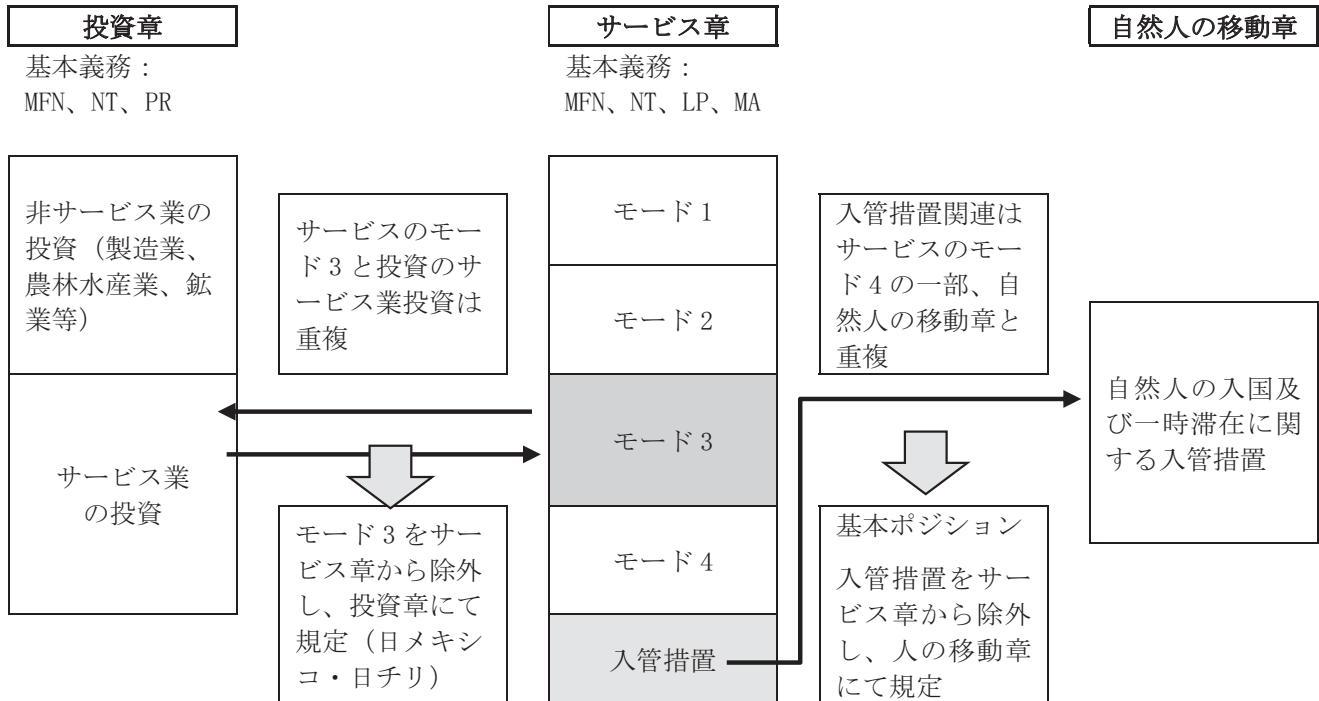
GATS 及び EPA/FTA のサービス章は、サービス貿易を4つのモード (第 II 部第 12 章参照、第 1 越境取引、第 2 国外消費、第 3 商業拠点、第 4 人の移動) に類型化しているが、EPA/FTA では個々の協定により、第 3 モードの扱いが異なる。GATS 型 (ポジティブリスト方式) の EPA/FTA の場合、すべてのモードが対象となる。なお、この場合、投資章でもサービス分野の投

資 (investments in service sectors) はそのスコープとして排除されないため、サービス章の第 3 モード (trade in service through investments) との重複関係が生じるが、基本的には、サービス章での個別分野の約束について投資章でも同じ約束 (留保) が行われることにより非整合性を生じさせないこととしている。仮に両章において非整合性の存在が明らかになった場合、その範囲においてサービス章の規律及び約束が投資章に優先する旨の調整規定がおかれる。NAFTA 型 (ネガティブリスト方式) の場合は、サービス章では、第 1、2、4 モードの越境貿易のみを対象として、第 3 モードであるサービス分野の投資については、投資章で扱われる。つまり子会社、支社等の一方の締約国の投資家による他方の締約国へのサービス分野への投資については、投資章のスコープとなる。また、第 4 モードについては、入管措置は、人の移動章で扱わ

れ、入国後の待遇についてはサービス章で扱われる。第4モードそれ自体は、入管措置を含めたものであるが、GATS型では、サービス章の範囲に含めた上で、

約束表において入管措置を除外(何も約束しない)し、NAFTA型ではサービス章の範囲において入管措置は適用しないと整理している。

＜図表 III-2-2＞投資章・サービス章・自然人の移動章の関係



②他方の締約国のサービス提供者、他方の締約国の法人の定義

協定上使用される文言の意味、すなわち協定範囲を明確にするために「他方の締約国のサービス提供者」「他方の締約国の法人」など、基本用語の定義が置かれるのが通常である。「他方の締約国のサービス提供者」とは自由化約束等による協定の利益を享受する対象であり、これを構成する主体は他方の締約国の自然人及び法人とされる。特にサービス提供の主要な主体である法人については「他方の締約国の法人」として定義されており、サービス章の対象範囲を定めるにあたり非常に重要である。この「他方の締約国の法人」とは、多くのEPA/FTAにおいて、一方の締約国からみて、①第1及び第2モードを念頭に、他方の締約国の領域において設立された法人、②第3モードでは、一方の締約国の領域において設立され、他方の締約国の自然人又は①の「他方の締約国の領域において設立された法人」に所有若しくは支配されている法人とされる。他方の締約国の領域において実質的活動を行っていることを要件とするか否かは各協定によって異なる。いずれのケースにおいても「他方の締約国の法人」は、その法人の原産地が設立国である他方の締約国の領

域であることが要件とされる。なお、ここで言う所有・支配については、別途、定義規定が置かれる。「所有」については、ある者が法人(企業)の50%以上の持分を所有する場合である。これは直接所有を意味すると解され、上記第3モードの「他方の締約国の法人」の場合、他方の締約国の領域で設立された法人(親会社とする)が、一方の締約国の領域において設立し、直接所有する法人(子会社)であり、当該一方の締約国の領域において、当該親会社が当該子会社を通じ間接所有する孫会社は「他方の締約国の法人」に該当しないとされる。なお、投資章で規定される締約国投資家の財産としての投資には「企業」が含まれ、これは直接間接を問わず投資家に所有されているものであり、協定の保護の対象となる。また、「支配」については、ある者が法人の役員の大過半数を指名し又は法人の活動を法的に管理する権限を有する場合と定めている。

③最恵国待遇

GATSでは、WTO加盟国間において「加盟国は他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、その他加盟国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない」とする最

恵国待遇義務を規定している（第 2 条）。これにより原則として加盟国はすべての加盟国に対し、GATS の対象となる措置に関し同等の待遇を与える義務を負う。これは加盟国が約束表で約束を行った内国民待遇、市場アクセスに係る待遇だけではなく、一般義務として約束表で約束を行っていない待遇等についてもすべての加盟国に同等の待遇が均てんされるものである。他方、同第 5 条において、特定の加盟国間で締結した EPA/FTA については、これら EPA/FTA が、相当な範囲の分野を対象として約束する等、一定の要件を満たす場合に限り、当該 EPA/FTA で与えられる特恵的待遇は、当該 EPA/FTA 締約国以外の加盟国に対し付与する義務を負わない最恵国待遇義務の例外とすることができるとされる。例えば、GATS において加盟国 A は小売り分野で外資出資比率 40% を約束しているケースで、A 国が B 国と締結した EPA/FTA（同第 5 条の要件を満たしたもの）において、同分野で外資出資比率 50% を約束した場合、当該約束の待遇は、B 国以外の WTO 加盟国に均てんする義務はない。A 国は、小売り分野において B 国のサービス提供者に対してのみ外資出資比率 50% を認め、その他の WTO 加盟国のサービス提供者には 40% のままとする。EPA/FTA で規定される最恵国待遇義務は、一方の締約国は、締約国外の第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国に与えることを求めている。つまり締約国 A と B の EPA/FTA で最恵国待遇が規定されるケースにおいて、締約国 A は、締約国 B 国との EPA/FTA において小売り分野で外資出資比率 40% を約束し、第三国である C 国と締結した EPA/FTA において同分野で外資出資比率 50% を約束した場合、締約国 A は、締約国 B に対し、C 国に約束している待遇である外資出資比率 50% を付与しなければならない。このような原則としての最恵国待遇義務は、先進国の EPA/FTA に多く見られ、NAFTA、米シンガポール FTA 等で規定されている。また、日ベトナム EPA、日スイス EPA では、GATS 第 5 条の要件を満たす EPA/FTA での特恵的待遇を例外とする最恵国待遇を原則規定しつつ、当例外に関する協議・待遇付与努力義務規定を設けている（日ベトナム EPA には待遇付与努力義務はない）。さらに、原則としての最恵国待遇義務を規定せず、締約国間において最恵国待遇確保のための見直し規定を定めるものもある。すなわち、他の締約国との間でより良い待遇が与えられた場合、協定を改訂してそれと同等の待遇をするよう検討することを義務づけているものである。このような形式の MFN 条項を規

定する EPA/FTA として、日タイ EPA、印シンガポール FTA 等がある。

④市場アクセス

GATS と同趣旨。主に経済的要因から課されている市場参入規制措置の自由化についての規定であり、締約国政府が維持又は採用できない措置として 6 類型に分類している（第 II 部第 12 章「サービス貿易」参照）。GATS の方式に倣って主としてポジティブリスト方式の協定で規定されている。GATS に先駆けて発効したネガティブリスト方式の NAFTA にも「量的制限」という規律があり、また近年ではネガティブリスト方式の EPA/FTA においても市場アクセス（ただし、第 3 モードは投資章で扱われるため市場アクセス 6 類型のうち GATS 第 16 条 2 (f) 「外国資本の参加の制限」は除かれる）を規律しているものもある（米豪州、米チリ等）。

⑤内国民待遇

GATS と同趣旨。他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して自国の同種のサービス及びサービス提供者と比して不利でない待遇を与えるという原則である。ポジティブリスト方式では、内国民待遇義務を約束する分野及びその条件・制限を「約束表」に記載する。これに対して、ネガティブリスト方式では、義務の対象外とする分野及び措置を「留保表」に記載することになる。このように、いずれの方式においても、透明性の向上と自由化の促進を目指すべく、約束又は留保の範囲が明示されることとなっている。

⑥追加的な約束

GATS と同様、市場アクセス及び内国民待遇義務ではカバーされていない約束を約束表に記載できる。EPA/FTA においては、GATS における交渉の成果を反映して、電気通信分野の競争促進的規律や、金融分野の国内措置等が追加的約束として記載される例がみられる。なお、ネガティブリスト方式を採用する FTA においては、追加的な約束がなされた例は見当たらない。

⑦スタンスティル義務

ネガティブリスト方式を採用している EPA/FTA において、締約国が内国民待遇、最恵国待遇等、協定上の義務の適用の留保を現行措置に対して行っている場合、当該措置の現状（協定発効時のもの）を維持する義務、すなわち現行措置よりも貿易制限的な措置を採用しな

い義務を負うこととなる。こうした措置の現状維持をスタンズティル義務と称している。なお、現行措置に基づかず留保する分野については、締約国は、係る義務を負わず現行措置に限定されないいかなる措置も採ることができる。ポジティブリスト方式を採用している EPA/FTA においてスタンズティル義務を定める場合は、例えば、日フィリピン EPA 第 75 条第 3 項によれば、約束表において、SS (Standstill の略) のマークを付した分野 (SS 分野) においては、記載できる条件及び制限につき、市場アクセス義務又は内国民待遇義務に非整合的な現行措置に基づいてのみ可能であるとされている。約束表に記載した分野における約束内容に拘束力があることについては、SS のマークを付されているか否かを問わないが、SS 分野においては、現行措置の現状 (協定発効時のもの) 維持義務がかかることになる。なお、これは、日フィリピン EPA のサービス交渉において、初めて採用された方式であり、日マレーシア EPA、日インドネシア EPA、日タイ EPA、日モンゴル EPA で条文上規定されている。

⑧国内規制 (許可、免許、資格)

資格要件、資格審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置等、外国のサービス提供者だけでなく、国内事業者に対しても課せられる措置についての規定。これらに関連する措置がサービス貿易の不必要な障害にならないよう、客観的で透明な基準を設けること、サービスの質の確保に必要な範囲を超えた負担とならないようにすること、免許手続自体がサービス提供への負担とならないようにすること等について締約国が約束した分野に限定して義務づけられている場合が多い。また、GATS 第 6 条第 4 項に基づく資格等の作業の進捗を受けて、EPA/FTA の規律を見直すことを明示的に掲げている場合 (米シンガポール、米豪州、印シンガポール) もある。

⑨相互承認

一方の締約国は他方の締約国のサービス提供者に対して、自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国内で得られた教育、経験、免許、資格証明等に基づき、許可、免許、又は資格証明を承認することが可能であるという規定。また一方の締約国が、第三国に与えた承認に対する待遇について、一方の締約国は、他方の締約国に対して同待遇を受けられるよう十分な機会を与えなければならない旨が規定される

(GATS では第 7 条に同様の規律がある)。中にはより踏み込み、職業団体による相互承認の枠組みの交渉を行うことを期限や分野とともに明記している協定 (印シンガポール) もある。なお、原則として最恵国待遇が規定されている EPA/FTA の場合、協定内における相互承認についてのいかなる規定に対しても最恵国待遇の規律が適用されない、ということを明記している。

⑩透明性

GATS と同様に、規制の透明性確保を目的として、サービス分野における国内措置の速やかな公表や照会所の設置等が、義務又は努力義務として規定されている。また、措置の変更や導入に際しては、公表と導入までに一定期間を設けること、その間に他の締約国からのコメントを受け付け、更に受け付けたコメントを可能な限り採用することまで規定している場合もある。

⑪セーフガード

サービス分野のセーフガード措置については、GATS 第 10 条に基づくセーフガードに関する検討が進んでいないことから、特段の規定を設けていない EPA/FTA が多い。規律がある場合には、締約国はお互いセーフガード措置を採用しないこと、そのための調査を実施しないことを義務づけている場合 (豪州シンガポール、印シンガポール)、多国間交渉での進展を踏まえ、セーフガードの扱いをレビューすることを規定している場合 (印シンガポール) 等がある。

⑫利益否認

EPA/FTA によって、他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対し与えられる利益 (より良い条件での市場アクセス等) について、一方の締約国が一定の条件の下で、特定の他方の締約国のサービス又はサービス提供者等に対し、その利益を否認できるという規定である。多くは NAFTA の規定を踏襲しており、その利益否認の対象としては、他方の締約国のサービス又はサービス提供者であるが、①一方の締約国が外交関係を有していない第三国に所有又は支配されている他方の締約国の法人、②第三国に所有又は支配されている法人であり、一方の締約国が経済制裁等により取引を禁止している他方の締約国の法人であること、又は協定による利益を与えることにより当該措置について違反又は阻害されると認められる場合、③第三国の法人に所有又は支配されており、かつ他方の締約国の領

域において実質的活動を行っていない法人などが規定される。これらサービス又はサービス提供者が上記要件に該当するものと一方の締約国が証明する場合、③については他方の締約国への事前の通知及び協議を行うことにより利益否認を行えるが、実際に、利益否認を行うか否かは、締約国の裁量に委ねられる。なお①及び②については事前の通知及び協議を行うことは要件とされていない。なお GATS では、加盟国が自国に提供されるサービスが非加盟国からのサービス、海上輸送サービスにおける非加盟国籍の船舶によるサービス等であることを証明する場合、当該加盟国は、これらサービスの提供又はサービス提供者に対して協定の利益を否認できるとしている（第 27 条）。

⑬支払、資金移動

GATS と同様、サービス貿易に関連する経常取引のための支払及び送金の制限を禁止する一方、国際収支擁護のための制限を認める規定が設けられている。本項での義務を、GATS のように締約国が約束表で約束した分野に限定するのか、又は協定の一般的義務としてすべての分野を対象とするかについては、各 EPA/FTA で異なる。

⑭例外条項

概ね GATS 第 14 条及び第 14 条の 2 と同等の規定であり、一般例外として公序良俗や健康・安全を目的とする措置、安全保障上の利益保護のための措置は義務の対象外としている。

⑮約束の見直し（レビュー規定）

GATS ではラウンドによる漸進的自由化が規定されているが（GATS 第 19 条）、EPA/FTA においては協定発効から数年後に更なる自由化のためのレビューを行う旨規定されることが多い。EPA/FTA の中でも、GATS 型の協定で漸進的自由化の努力をうたっているもの（印シंगाポール）、特段の規定を設けていないもの（米シंगाポール、米豪州）、2 年ごとの見直しを規定しているもの（EFTA シंगाポール）等、規定内容は多様である。

（3）経済的視点及び意義

サービス貿易は、「第 II 部第 12 章サービス貿易 4）経済的視点及び意義」で述べたとおり、生産要素の移

動を伴うという特徴を有しているとともに、金融、通信等、他の産業にとってのインフラとして大きな波及効果を有している。そのため、二国間・地域内におけるサービス貿易の自由化は、多国間における取組と同様、一時的に既存のサービス事業者の雇用に影響を与えることはあるものの、長期的には、当該サービス産業の競争力強化や、他のサービス分野及び製造業における生産の効率性向上に資する効果を有していると考えられる。

（4）我が国の経済連携協定の内容

①主要規定

（a）最恵国待遇

日本の EPA では、日メキシコ EPA、日フィリピン EPA、日チリ EPA、日ブルネイ EPA、日ペルー EPA、日豪州 EPA 及び日モンゴル EPA は、一般的な最恵国待遇を付与し合うとしており、別途、最恵国待遇を与えられない分野については、例外として附属書（留保表）に記載するものとなっている。他方、日シंगाポール EPA、日タイ EPA、日インド EPA では、日メキシコ EPA のように当然に最恵国待遇が付与される規定ではなく、一方の国（例えばシंगाポール）が第三国（米国）に与えた特恵的待遇について、他方の国（日本）は、一方の国に対し、自国に対する当該待遇の付与を要請し、一方の国は付与するかどうか考慮しなければならないという規定となっている。日ベトナム EPA、日スイス EPA では、GATS 第 5 条の要件を満たす EPA/FTA での特恵的待遇を例外とする最恵国待遇を原則規定しつつ、当例外に関する協議（日ベトナム EPA）・待遇付与努力義務（日スイス EPA）規定を設けている。日マレーシア EPA、日インドネシア EPA では、協定上は、原則として最恵国待遇を規定しているが、マレーシア、インドネシアは、最恵国待遇を与えない分野を記載する附属書（MFN 留保表）において、すべてのセクターを留保し、例外の例外として（all sectors except）、一部の分野について最恵国待遇を与えている。

（b）市場アクセス

日シंगाポール EPA 等、ASEAN 諸国との EPA や日インド EPA、日モンゴル EPA では、GATS で採用したポジティブリスト方式を採用しており、これらの協定の市場アクセスに係る規定は、GATS を踏襲。他方、日メキシコ EPA、日チリ EPA は、NAFTA 型を採用し、市場アク

セスは義務の対象としていなかったが、日スイス EPA ではサービス章附属書でネガティブリストを採用する我が国の EPA において、初めて市場アクセスを規定した。また、日ペルーEPA、日豪州 EPA にも市場アクセスが規定されている。

(c) 内国民待遇

日フィリピン EPA、日モンゴル EPA 及び日ブルネイ EPA は、GATS の規定と同じ。日メキシコ EPA、日チリ EPA もほぼ踏襲。日シンガポール EPA、日マレーシア EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日ベトナム EPA では、GATS の規定にならった内国民待遇義務の規定を置くが、二重課税回避を取り決めた協定の適用範囲内にある措置については、紛争処理に関する規定の適用上は上記規定を援用できないと規定している。また日スイス EPA、日豪州 EPA においても同様の規定をおいている。これは二国間租税条約対象措置にかかわる紛争処理は租税条約に拠って行うこととしたものである。

(d) スタンドスティル義務

NAFTA 型ネガティブリスト方式である日メキシコ EPA、日チリ EPA、日スイス EPA、日ペルーEPA、日豪州 EPA において、スタンドスティル義務の対象措置を以下のものと規定している。

- (i) 連邦政府又は中央政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。
- (ii) 日本の地域・地方政府の措置として、県レベルの地方自治体が維持し、留保表（同）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、都道府県以外の地方公共団体（市町村等）の地方自治体が維持する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。
- (iii) メキシコ/チリの地域・地方政府の措置として、地域（州）政府が維持し、留保表（同）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、ならびに地方（市・区など）政府が維持する内国民待遇等の義務に非整合的な全ての現行措置。スイスについては、地域・地方政府とともに留保表に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置のうち、政府が新たに措置を採用することを特段留保する記述のないもの。ペルー、豪州については、中央政府又は地

域政府により維持され、留保表（同）に内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、地方政府により維持される内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。

ポジティブリスト方式においてスタンドスティル義務がかかるものは、約束表において SS のマークが付された分野である。スタンドスティルの条項は、日フィリピン EPA、日マレーシア EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日モンゴル EPA で規定されているが、本章 (2) ⑦で記述されているとおり、当該規定の内容は、特定の約束について、SS のマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定されるというものである。

(e) 透明性

日本のこれまでの全ての EPA では、総則章（日メキシコ EPA の場合は協定実施運用章）において、協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置についてこれを公表（国内での公表のみで可）すること、また、これらの措置に関して一方の国の他方の国からの質問に対する回答義務等が規定されている。これは、サービス章の規定にも及ぶものであるが、サービス章内部において透明性を担保する為に設けられている取り決めとしては、以下の様なものがあげられる。日マレーシア EPA では、サービス章において、市場アクセス及び内国民待遇義務に影響を及ぼす規制措置の情報提供、サービス貿易に係る白書等の提供等について規定している。日フィリピン EPA、日ブルネイ EPA、日タイ EPA 及び日モンゴル EPA では、特定約束の対象になっているかどうかとは別に、市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の作成、相手国への送付及び公表が規定され、また、日インドネシア EPA では同様のリストを作成、公表する努力義務が規定されている。このリストは、端的には、規制の透明化のみを目的として作成されるものであり、締約国の権利・義務には影響を及ぼさない。なお、リストの対象となる措置は、国レベルのものに加え、地域（日本で都道府県）・地方政府（日本では市町村など）の措置も含まれる（日フィリピンでは地方政府措置はリスト対象に含まない）。また、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA、日ブルネイ EPA、日ベトナム EPA では、一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供を行わなければならない旨も規定している

(総則規定と異なり、締約国政府ではなく、サービス提供者に対する情報提供がポイント)。日メキシコ EPA、日チリ EPA、日スイス EPA、日ペルー EPA、日豪州 EPA は、ネガティブリスト方式で約束を行っているため、協定の構造上、どのような分野において内国民待遇等の義務に整合的でない措置が存在するか明示され、またスタンドスティルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化されており、透明性のレベルは高いものとなっている。また、リストに掲載された分野について、協定の実行及び運営に実質的影響を及ぼす新規措置を導入する場合は、可能な限り、相手国に通知を行うべき旨を規定しており、規制の透明性向上に資するものとなっている。

(f) 利益否認

日シンガポール EPA では、GATS で規定されるもの(非加盟国からのサービス、海上輸送サービスにおける非加盟国籍の船舶によるサービス等)に加え、一方の締約国が利益否認できる対象として、①他方の締約国の領域で設立された法人で、第三国の者に所有又は支配されており、どちらかの締約国の領域において実質的活動を行っていないもの等、②第三国のサービス提供者が、当該一方の締約国の領域で設立した法人で、当該締約国において実質的活動を行っていないものを定めている。日メキシコ EPA、日フィリピン EPA、日チリ EPA、日ブルネイ EPA、日インドネシア EPA、日ベトナム EPA、日ペルー EPA、日豪州 EPA 及び日モンゴル EPA は、NAFTA の規定をほぼ踏襲している。利益否認の対象となる他方の締約国のサービス又はサービス提供者として、①一方の締約国が外交関係を有していない第三国に所有又は支配される法人、②第三国の者に所有又は支配されている法人であり、一方の締約国が経済制裁等により取引を禁止している他方の締約国の法人、③第三国の者に所有又は支配され、他方の締約国の領域において実質的活動を行っていない法人を対象とする旨を規定している。日マレーシア EPA では、上記、日メキシコ EPA、日フィリピン EPA の①②を利益否認の対象と規定している。③を規定していないのは、日マレーシア EPA では、「他方の締約国の法人」の定義において、「他方の締約国の領域において実質的活動を行っていない法人」を協定の適用対象外としており、第三国の者に所有又は支配されていることをもって「他方の締約国の法人」を利益否認の対象とすることは不相当であるとしたためである。なお、日タイ EPA

では、①②で規定される法人、③で規定される「他方の国の領域において実質的活動を行っていない」ことを要件としない「第三国に所有又は支配されている法人」を利益否認の対象としている。日スイス EPA では利益否認を規定していない。

(g) 支払い及び資金移動

日シンガポール EPA、日タイ EPA、日ブルネイ EPA、日ベトナム EPA、日インド EPA は、GATS を踏襲しており、約束した分野のみを対象としている。日フィリピン EPA、日マレーシア EPA、日インドネシア EPA、日スイス EPA、日ペルー EPA、日豪州 EPA 及び日モンゴル EPA では、一般義務とし、約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象としている。日メキシコ EPA では、例外章(協定全体においてスコープ外とするものを規定)において、越境サービス貿易に係る当該規制措置を課してはならない旨を規定している。日チリ EPA では規定していない。

※サービス貿易の範囲、モード、協定上の義務の定義(内国民待遇、市場アクセス等)は、GATS と重複するものが多く、これらに関する記述は「第 II 部第 12 章サービス貿易」で触れられているため、本章では詳細には記述していない。

③相手国の自由化約束の特徴

ASEAN 諸国との EPA ではポジティブリスト方式で約束。相手国は、製造業に関連する保守修理、卸売業、コンピュータ関連サービス、また、金融、通信、建設、運輸等の分野で GATS での約束を上回る約束を行った。これら約束は、スタンドスティルの約束も含まれており、GATS における開発途上国の約束に多く見られるような現行法令との乖離はなく、国際約束としての日本との EPA と相手国の国内現行法令に基づく規制との間の非整合性は除去されている。また、メキシコ、チリ、スイス、ペルー、豪州との EPA では、ネガティブ方式で約束。原則として内国民待遇、最恵国待遇が義務づけられ、スイス、ペルー、豪州ではさらに市場アクセスを義務づけている。留保される分野も一部分野(基幹分野、社会政策的分野等)を除いて基本的にはスタンドスティルでの約束を確保している。

- (a) 日シンガポール EPA (2002年11月発効)
- (b) 日メキシコ EPA (2005年4月発効)
- (c) 日メキシコ EPA (2005年4月発効)
- (d) 日マレーシア EPA (2006年7月発効)
- (e) 日チリ EPA (2007年9月発効)
- (f) 日タイ EPA (2007年11月発効)
- (g) 日インドネシア EPA (2008年7月発効)
- (h) 日ブルネイ EPA (2008年7月発効)
- (i) 日フィリピン EPA (2008年12月発効)
- (j) 日スイス EPA (2009年9月発効)
- (k) 日ベトナム EPA (2009年10月発効)
- (l) 日インド EPA (2011年8月発効)
- (m) 日ペルー EPA (2012年3月発効)
- (n) 日豪州 EPA (2015年1月発効)
- (o) 日モンゴル EPA (2016年6月発効)

上記各 EPA における相手国の自由化約束の特徴は、2017年版不公正貿易報告書 613 頁～621 頁参照。

(p) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 (2016年2月署名)

TPP では、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限の禁止等)等の義務について規定している。NAFTA 型であるネガティブリスト方式を採用している。なお、我が国が TPP 交渉参加国と締結している既存の EPA でネガティブリスト方式を採用しているのはメキシコ、チリ、ペルー、豪州のみであったことから、ブルネイ、マレーシア、シンガポールおよびベトナム国との間では、ポジティブリストから、概してより自由化志向が高いネガティブリストに転換したことは、自由化や透明性向上に向けた前進であると言える。さらには、カナダ、ニュージーランドおよび米国との間では EPA/FTA は締結していなかったため、WTO/GATS からの大幅な前進である。

(q) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) (2018年3月署名)

TPP におけるサービス関連の規律のうち、急送便サービスに係る附属書の一部規律(附属書 10-B 5 及び 6) や電気通信に関する紛争の解決に係る規律の一部(第 13.21 条 1(d) 等を「凍結」する形で確認されている。(※3 月時点国会承認前)

<図表 III-2-3> 発行済対 ASEAN 諸国 EPA サービス貿易章約束の比較 (GATS プラスのもののみ記述。空欄は GATS 同等)

		発効済			
		シンガポール		マレーシア	タイ
		2002年発効時	2007年レビュー結果		
GATS プラスの 主要分野別 約束	機器保守修理・レンタル・リース	外資制限なしを約束		建設機器・事務機器等のレンタル・リースの外資51% (マで生産された製品を扱う場合に限る) 事務機器、ボイラー等の保守修理の外資51% (マで生産された製品を扱い、リース業者が行う場合に限る)	家電製品の保守修理の外資60% (タイ及び日本で生産された自社製品を扱う場合に限る)
	コンピュータ関連サービス				外資50%未満を約束
	流通	外資制限なしを約束 (ただし、輸入禁止品目の取扱い等は、約束の対象外として留保)			卸・小売の外資75% (タイで生産された自社製品を扱う場合に限る。ただし、自動車については、日本で生産された自社製品を扱うことが可)
	その他製造業関連サービス				物流コンサル業 (純粹コンサル限定で、実際の物流業は除外) は51% (貸付資本比率条件あり)
	金融	保険会社への新規免許の発行、保険会社への出資規制 (49%) の撤廃等	フルバンク銀行免許1枠を追加付与。卸売銀行の設立の数の制限を撤廃		
	通信	外資制限なしを約束		一部分野につき外資制限緩和等	
	運輸	外航海運 (旅客) サービス、海運貨物取扱、倉庫サービス、航空機・車両等リースを新たに約束		外航海運貨物船のレンタルサービスを新たに約束	外航海運貨物サービス貨物留保措置撤廃のほか、海運貨物取扱・海運代理店等を新たに約束
	その他			会計サービス、エンジニアサービス、医療等に関する研究開発、市場調査サービス等	一部ホテル宿泊サービスの外資60%以下、広告業の外資50%以下 (貸付資本比率条件あり) 等

＜図表 III-2-4＞我が国の署名・発効済み経済連携協定：サービス章の主要規定概要

名称 (略称)	日・シンガポール 経済連携協定	日本・メキシコ 経済連携協定	日本・マレーシア 経済連携協定	日本・チリ 経済連携協定
	2002年11月30日発効	2005年4月1日発効	2006年7月13日発効	2007年9月3日発効
附属書（約束表）の方式	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式
最恵国待遇	△MFN規定なし。ただし第三国に与えた特恵的待遇について、他方締約国から均てんを要請されたときは、均てんを考慮しなければならない旨を規定。	○原則MFN規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載。	△原則MFN規定。ただし、例外を定める附属書（MFN留保表）ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につきMFNを付与。	○原則MFN規定。例外は附属書（留保表）に記載。
内国民待遇	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載
市場アクセス	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	市場アクセスは義務の対象としていない（拠点設置要求禁止の義務あり。ただし附属書留保表で例外記載）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	市場アクセスは義務の対象としていない。（拠点設置要求禁止の義務あり。ただし附属書留保表で例外記載）
透明性	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。サネガティブリスト方式で約束を行っているため、スタンドスティルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化。	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。サービス章において、市場アクセス及び内国民待遇義務に影響を及ぼす規制措置の情報提供、サービス貿易に係る白書等の提供等について規定。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。サネガティブリスト方式で約束を行っているため、スタンドスティルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化。
スタンドスティル義務	規定なし	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。
支払い及び資金移動	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。	○例外章（協定全体においてスコープ外とするものを規定）において、越境サービス貿易に係る当該規制措置を課してはならない旨を規定。	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	規定なし

名称	日本・タイ 経済連携協定	日本・インドネシア経済連携協 定	日本・ブルネイ 経済連携協定
	2007年11月1日発効	2008年7月1日発効	2008年7月31日発効
附属書（約束表）の方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式
最恵国待遇	△一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。	△原則MFN規定。ただし例外を定める附属書（MFN留保表）ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につきMFNを付与。	○原則MFN規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載。
内国民待遇	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与
市場アクセス	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）
透明性	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 他方の締約国のサービス提供者からの上記の法令等の質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。 他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。
スタンダードスタイル義務	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束に関しては、内国民待遇等に非整合的なすべての現行措置に基づく条件及び制限として記載する旨を規定。	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。	規定なし
支払い及び資金移動	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。

名称	日本・フィリピン 経済連携協定	日本・スイス 自由貿易経済連携協定	日本・ベトナム 経済連携協定	日本・インド 経済連携協定
	2008年12月11日発効	2009年9月1日発効	2009年10月1日発効	2011年8月1日発効
附属書（約 束表）の方	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式
最恵国待遇	○原則MFN規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載。	△原則MFNを規定。例外は附属書（留保表）に記載される措置ならびにGATS5条の要件を満たすEPA/FTAによる特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し劣後しない待遇を付与する努力義務を規定。	△原則MFNを規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載される措置ならびにGATS5条の要件を満たすEPA/FTAによる特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し協議の機会を付与する義務を規定。	△一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。
内国民待遇	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与
市場アクセス	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の内容を原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）
透明性	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。 他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ回答及び情報提供。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 ネガティブリスト方式で約束を行っているため、スタンドスティルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化。	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 他方の締約国のサービス提供者からの上記の法令等の質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換（努力義務規定）。他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ回答及び情報提供。
スタンドスティル義務	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。	○全てのレベルの政府（中央・地域・地方）の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	規定なし	規定なし （ただし、FDI Policyの適用にスタンドスティル義務あり）
支払い及び 資金移動	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。

名称	日本・ペルー 経済連携協定	日本・豪州 経済連携協定	日本・モンゴル 経済連携協定	TPP協定
	2012年3月1日発効	2015年1月15日発効	2015年6月7日発効	2016年2月4日署名
附属書(約束表)の方式	ネガティブリスト方式	ネガティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式
最恵国待遇	○原則MFN規定。例外は附属書(留保表)に記載。	○原則MFN規定。例外は附属書(留保表)に記載。	○原則MFN規定。例外は附属書(留保表)に記載。	○原則MFN規定。例外は附属書(留保表)に記載。
内国民待遇	○原則付与。例外は附属書(留保表)に記載	○原則付与。例外は附属書(留保表)に記載	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。例外は附属書(留保表)に記載
市場アクセス	○GATS第16条((f)外資制限を除く)の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書(留保表)に記載	○GATS第16条の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書(留保表)に記載	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定(約束表記載の範囲での自由化付与)	○GATS第16条((f)外資制限を除く)の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書(留保表)に記載
透明性	○関係法令に関する利害関係者からの質問に対し、可能な限り回答するよう努力、最終法令の採用に際して、可能な限りパブコメの意見及び検討結果を公表するよう規定。	○免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連する措置を維持する場合には、免許又は職業上の資格を取得し、更新し、又は維持するための要件及び手続に関する情報や技術上の基準に関する情報等を実行可能な場合に公開可能なものとするよう規定。 サービスの提供のために何らかの形態の許可が必要な場合には、不備のある申請が提出された場合において、実行可能なときは、申請者の要請に応じ、当該申請を完全なものとするために必要な全ての追加の情報を特定するよう規定。	○市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表(透明性リスト)の、協定の発効の日から5年以内の交換(義務規定)、必要に応じ又は両国間の合意に基づき、当該表が将来の見直し及び改定の対象となることを規定。	○本章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを採用し、又は維持すること等を規定。
スタンダード義務	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表(現行措置に基づき留保を行う分野のリスト)に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表(現行措置に基づき留保を行う分野のリスト)に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表(現行措置に基づき留保を行う分野のリスト)に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。

名称	日本・ペルー 経済連携協定	日本・豪州 経済連携協定	日本・モンゴル 経済連携協定	TPP協定
支払い及び 資金移動	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	○国境を越えるサービスの提供に関連する全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める旨規定。

(5) 諸外国におけるサービス協定の 内容

WTO加盟国は、サービス貿易に関するFTAを締結した場合、サービス貿易一般協定(GATS)第5条に基づきWTOに対して通報しなければならない。1993年以前には、サービス分野の統合を含む地域統合は1958年発効の欧州連合と1989年発効の豪州ニュージージーランド経済緊密化協定の2件のみで、1994年のNAFTA締結以降、2000年までに発効したサービス分野の統合を含む地域協定も、10件に過ぎなかった。しかし、2001年に7件、2002年に4件、その後も毎年3~7件のペースでサービス貿易に関するFTAが発効している。ほとんどの地域統合にサービス分野が含まれていることも近年の特徴である。内容面で特徴的な9協定(NAFTA、豪州シンガポール、米シンガポール、米豪州、米韓、EFTAシンガポール、豪州タイ、印シンガポール、EFTA韓)についての分析につき、「2017年版不公正貿易報告書」628頁参照。